

70歳未満の高額療養費の現物支給について

町民課 内線216

これまで70歳未満の被保険者の方の医療費は、自己負担分（食事代などは除く）を医療機関へ支払い、支払額が自己負担限度額（注1）を超える場合は、後日支給申請していただいて高額療養費を支給していましたが、4月1日からは入院の場合に限り、支払額が自己負

支給例

入院で医療費の費用額が100万円で自己負担額（3割）が30万円で町民税課税世帯の一般世帯の場合

改正前

医療機関への支払① 300,000円
 高額療養費の支給② 300,000円 - 87,430円 = 212,570円
 本人負担額③ (① - ②) 300,000円 - 212,570円 = 87,430円

改正後

医療機関への支払④ 300,000円 - 212,570円 = 87,430円

最終的には本人の負担額はどちらも87,430円となりますが、当町の場合本人への支給は診療月の3箇月後となります。支給例のとおり改正までは一旦30万円を医療機関で支払っていただいて、後日高額療養費を支給し、最終的には③87,430円の負担となります。今回の改正により病院での精算時に高額療養費が控除されますので、病院での精算の時点で④87,430円の負担となり一時的な費用負担の軽減が図られます。

注1 自己負担限度額は下記のとおり所得区分によって異なります。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) × 1% 【83,400円】※
一般	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】※
低所得者	35,400円 【24,600円】※

上位所得者 = 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯
 一般 = 上位所得者、低所得者のいずれにも該当しない世帯
 低所得者 = 町民税が非課税の世帯
 ※【 】内の金額は、過去1年間に4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額

負担限度額を超える場合は、医療機関の窓口での精算時に高額療養費相当分が控除され、医療機関への支払を軽減することができます。なお、この制度の適用を受けるには事前に自己負担限度額を確認するための認定証「限度額適用認定証」が必要となります。認定証の交付には申請が必要です。認定証の交付には申請が必要ですので、入院の際には役場町民課保険年金係まで申請のうえ交付を受けてください。

国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度について

町民課 内線216

鬼北町国民健康保険では、平成19年4月1日から被保険者の方の分娩に対する費用を医療機関へ直接支払う「出産育児一時金受領委任払制度」を開始します。

制度の概要

これまで当町の国民健康保険被保険者の方が出産をした場合、出産した被保険者が属する世帯主に出産育児一時金（35万円）を支給していましたが、4月1日からは、申請により分娩にかかる費用に対して国民健康保険から医療機関へ直接支払うことが可能となります。（ただし、出産育児一時金の範囲内の金額）

その際には、事前に申請が必要です。ご希望される場合は、ご連絡ください。

また、直接世帯主に支払う従来の方法も引き続き行いますので、こちらの手続きについては、出生後の手続となります。

申請要件

① 支払に対する費用が分娩に対するものであること。

② 国民健康保険税の滞納がないこと。

③ 医療機関等への直接払いが可能なこと。（医療機関の承諾が必要）

④ 他の健康保険からの支給がないこと。

ADSL鬼北エリア100%カバーに向けて！

総務課 内線296

鬼北町では、NTT広見局（45局）のみ、NTT、Yahoo BのADSLサービスが提供されていますが、小倉局（47局）、生田局（46局）、小松局（48局）、日吉局（44局）のエリアは現在のところ採算性の問題から、ADSLサービスが未提供となっています。町としてもNTTをはじめとする通信事業者各位にお願いをしていくところですが、いずれの事業者も加入見込者数がひとつの判断材料となるとの回答をいただいております。今回、ADSL利用希望者の調査票を添えて要望書を提出することとしました。

つきましては、ADSLが開通